

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料3-9
提出年月日	令和5年4月18日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-19,85	加圧器補助スプレイ弁による1次冷却系の減圧で使用する設備へ「非常用交流電源設備」を新規追加	第1124回審査会合 (R5.3.16) 資料1-6-2 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.3)」に反映済
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-16,85	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-20	SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水的手段について、自主対策設備とする相違理由の適正化 (下線部参照) (旧) 蒸気発生器への注水開始までに最短でも60分の時間を要し・・・ (新) 蒸気発生器への注水開始までに約60分の時間を要し・・・	第1124回審査会合 (R5.3.16) 資料1-6-2 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.3)」に反映済
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-17	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-33	可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁の機能回復的手段について、自主対策設備とする相違理由の適正化 (下線部参照) (旧) 補機冷却水 (海水) を通水するまでに時間を要するが・・・ (新) 補機冷却水 (海水) を通水するまでに約270分を要するが・・・	第1124回審査会合 (R5.3.16) 資料1-6-2 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.3)」に反映済 ヒアリングコメント回答リスト (技能 1.3) 指摘ID:230217-02と内容重複

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-28	同上	同上
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-53	1.3.2.2(1)c.「加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復」の「手順着手の判断基準」の記載表現の見直し(下線部参照) (旧) 常設直流電源系統喪失により加圧器逃がし弁の駆動源が喪失し、中央制御室からの開操作ができないことを1次冷却材圧力(広域)等にて確認した場合に、加圧器逃がし弁を中央制御室から開操作する必要がある場合。 (新) 常設直流電源系統喪失時において、1次冷却材圧力(広域)等により加圧器逃がし弁を中央制御室から開操作する必要がある場合。	第1124回審査会合 資料1-6-2「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」に反映済
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-48	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-58	1.3.2.2(2)c.「加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベによる加圧器逃がし弁の機能回復」の「手順着手の判断基準」の記載表現の見直し(下線部参照) (旧) 全交流動力電源喪失により加圧器逃がし弁の駆動源が喪失し、中央制御室からの開操作ができないことを1次冷却材圧力(広域)等にて確認した場合に、加圧器逃がし弁を中央制御室から遠隔で操作する必要がある場合。 (新) 全交流動力電源喪失時において、1次冷却材圧力(広域)等により加圧器逃がし弁を中央制御室から遠隔で操作する必要がある場合。	第1124回審査会合 資料1-6-2「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」に反映済
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-55	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-62	1.3.2.2(4)b.「加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復」の「手順着手の判断基準」の記載表現の見直し(下線部参照) (旧) 常設直流電源喪失により加圧器逃がし弁の駆動源が喪失し、中央制御室からの開操作ができないことを1次冷却材圧力(広域)等にて確認した場合に、加圧器逃がし弁を中央制御室から開操作する必要がある場合。 (新) 常設直流電源喪失時において、1次冷却材圧力(広域)等により加圧器逃がし弁を中央制御室から開操作する必要がある場合。	第1124回審査会合 (R5.3.16) 資料1-6-2「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.3)」に反映済
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-64	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-16, 17, 29, 30, 84, 85, 88	可搬型大型送水ポンプ車を使用する手段において、屋外の可搬型ホースを敷設する設備として「ホース延長・回収車(送水車用)」を新規追加(女川審査実績の反映)	第1124回審査会合 (R5.3.16) 資料1-6-2「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.3)」に反映済
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-13, 25, 26, 84, 85, 88	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-66, 101	操作手順の参照先の誤記訂正 (旧) 主蒸気逃がし弁の開度調整は、1.3.2.2(1)b. (b)④と同様。 (新) 主蒸気逃がし弁の開度調整は、1.3.2.2(2)b. (b)④と同様。	第1124回審査会合 資料1-6-2「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」に反映済
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-66, 100	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-75	インターフェイスシステムLOCA発生時における漏えい量の抑制に関する記載の適正化（下線部参照） (旧) 1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の漏えい量を抑制し・・・ (新) 1次冷却系を減圧することにより原子炉建屋内及び原子炉補助建屋内への1次冷却材の漏えい量を抑制し・・・	第1124回審査会合 (R5.3.16) 資料1-6-2「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.3)」に反映済ヒアリングコメント回答リスト (技能1.3) 指摘ID:230217-05と内容重複
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-75	同上	同上
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-113	第1.3.4図「タービンバイパス弁による蒸気放出 概要図」の見直し タービン動補助給水ポンプの駆動用蒸気の供給元弁として電動弁を2弁追加	第1124回審査会合 (R5.3.16) 資料1-6-2「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.4.3)」に反映済
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-111	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	全般	比較表の記載の適正化 ・相違理由欄の不要な読点の削除 ・相違理由欄のインデント適正化 ・相違理由欄の誤記訂正, 脱字訂正 (記載内容に変更がないもの) ・相違理由欄の大飯との相違理由についてすべて「【大飯】」を追記 ・資料修正に伴う参照ページ番号の修正 ・再掲対象は他プラントとし, 泊の記載は再掲しない構成に見直し	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	とりまとめた資料-2	「設備の相違①」の相違理由の記載を充実化 ・泊の補助給水ポンプとSG直接給水用高圧ポンプの揚程と容量を記載し, 両者が同等であることを相違理由に整理した。 ・蒸気発生器への注水手段の設計方針について, 泊と同様のプラントを相違理由に整理した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 5.0)	とりまとめた資料-4	「設備の相違⑧」の大飯欄の記載を適正化（下線部参照） (旧) 主蒸気逃がし弁の機能回復に使用する設備 (新) 主蒸気逃がし弁の機能回復で使用する設備	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 5.0)	とりまとめた資料-5	「記載方針の相違①」の相違理由の記載を充実化 ・要員名称の定義に関する記載の相違理由について、泊と記載方針が同様のプラントを追記した。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 5.0)	1.3-55	1.3.2.2(2)a. 「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」の「手順着手の判断基準」の見直し（下線部参照） (旧) <u>全交流動力電源喪失時に、1次冷却材喪失事象が同時に発生していない場合又は1次冷却材喪失事象が同時に発生しても1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下しない場合において、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失し、中央制御室からの開操作ができないことを主蒸気ライン圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合。</u> (新) 主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失し、中央制御室からの開操作ができないことを主蒸気ライン圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合。 削除した下線部については、炉心損傷防止が図れる場合に蒸気発生器からの除熱による発電用原子炉の冷却を行うことを明確にするために記載していたが、泊と設計方針が同じである伊方及び玄海には記載していない事項であり、泊独自の記載であったことから、記載を見直した。	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 5.0)	とりまとめた資料-5 1.3-50	同上 上記により、「とりまとめた資料」から「記載方針の相違（相違理由②）」を削除	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 5.0)	とりまとめた資料-6	「2-3）記載表現，設備名称等の相違」で整理する項目の充実化により，本文以降の相違理由欄へ記載する項目を削減し，見やすさの改善を図った。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 5. 0)	とりまとめた資料-7	「2-4) 相違識別の省略」の相違理由の記載を充実化 ・ 操作手順の対応要員に関する記載の相違理由について、泊のように可搬型SA設備を取り扱う要員に対して発電課長（当直）の指示により対応する体制としているプラントを追記した。	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 5. 0)	1.3-5	添付資料名称の適正化 下線部の記載を削除し、大飯と同様の記載表現とした。 添付資料1.3.9 ……主蒸気逃がし弁の開操作 添付資料1.3.12 ……加圧器逃がし弁の開操作 添付資料1.3.16 化学体積制御系統漏えい発生時の… 添付資料1.3.18 余熱除去系統の分離、隔離操作 添付資料1.3.19 ……余熱除去系統隔離操作の成立性について	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 5. 0)	1.3-4,5	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 5. 0)	1.3-11, 17	「SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水」手段を自主対策として整備する理由のうち「蒸気発生器のドライアウトまでには間に合わないが～」の記載表現について、参考とした伊方3号炉の記載内容を比較表へ掲載した。 また、その他記載箇所についても、上記と同様の対応を行うとともに、必要に応じて他プラントの情報を追記した。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 5. 0)	1.3-16, 17, 29, 30, 84, 85, 88	可搬型ホースを使用する手段において、可搬型ホースを接続する設備として「接続口」を新規追加（女川審査実績の反映）（下線部参照） （旧）可搬型ホース （新）可搬型ホース・ <u>接続口</u>	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 5. 0)	1.3-13, 25, 26, 84, 85, 88	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-15, 84	SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水で使用する設備へ「可搬型ホース」を新規追加	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-13, 84	同上	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-38	記載表現の見直し（泊の他の記載箇所と表現統一） (旧) 高圧注入ポンプの機能喪失により運転できない場合において・・・ (新) 高圧注入ポンプの故障等により運転できない場合において・・・	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-33	同上	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-38, 39, 40, 41, 42, 43, 45, 50, 61, 62, 63	「操作の成立性」の記載表現を見直し（下線部参照） (旧) <u>1次冷却系のフィードアンドブリードによる原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作は・・・</u> (新) <u>上記の操作は・・・</u> その他の記載箇所についても、上記と同様の修正を実施	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-33, 34, 35, 36, 37, 39, 44, 62, 63, 64	同上	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3- 46, 51, 53, 54, 57, 59, 71, 73, 74, 76, 77, 80	操作手順への報告事項の追加（大飯，女川審査実績の反映） 発電課長（当直）から作業開始の指示を受けた作業員は，作業終了後に発電課長（当直）へ報告すること操作手順へ追加した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-40, 46, 49, 53, 56, 72, 74, 76, 80	同上	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-53, 59	操作手順の記載表現の見直し（下線部参照）（女川審査実績の反映） （旧）発電課長（当直）は・・・準備作業及び系統構成を指示する。 （新）発電課長（当直）は・・・準備開始を指示する。	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-48, 56	同上	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-61	「1.3.2.2(4) a. 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」へ主蒸気逃がし弁の現場手動操作において配慮すべき事項を追加（操作手順が同じである「1.3.2.2(1) b. 」及び「1.3.2.2(2) a. 」と記載統一）	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-63	同上 また、追加した記載内容の大飯との比較ため、大飯の記載を再掲	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-81	審査項目名称の誤記訂正（下線部参照） （旧）1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等 （新）1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-81	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-81	技能1.13の修正に伴う、参照先の手順名称の適正化（下線部参照） （旧） 補助給水ピット、燃料取替用水ピットの枯渇時の補給手順については・・・ 1.13.2.1(2)「 <u>補助給水ピットへの水を補給するための対応手順蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（注水）のための代替手段及び補助給水ピットへの供給に係る手順等</u> 」、1.13.2.2(1)「 <u>燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順発電用原子炉への注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等</u> 」にて整備する。 （新） 補助給水ピット、燃料取替用水ピットの枯渇時の補給手順については・・・ 1.13.2.2「 <u>水源へ水を補給するための対応手順</u> 」にて整備する。	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-81	同上	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-81	技能1.14の修正に伴う、参照先の手順名称の適正化（下線部参照） （旧） 代替非常用発電機の代替電源に関する手順、又は常設直流電源喪失時の代替電源確保等に関する手順については・・・1.14.2.1(1)「 <u>代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電</u> 」、1.14.2.2(3)「 <u>可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電</u> 」にて整備する。 また、代替非常用発電機の燃料補給の手順については、1.14.2.4「 <u>代替非常用発電機等への燃料補給の手順等</u> 」にて整備する。 （新） 代替非常用発電機の代替電源に関する手順、又は常設直流電源喪失時の代替電源確保等に関する手順については・・・1.14.2.1(1) a.「 <u>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電</u> 」、1.14.2.2(1)「 <u>代替直流電源設備による給電</u> 」にて整備する。 また、代替非常用発電機への燃料補給の手順については、1.14.2.4「 <u>燃料の補給手順</u> 」にて整備する。	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-81	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-82	第1.3.1表 (1/8) の「加圧器逃がし弁による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧」の「設備分類」を見直し (旧) a, b (新) a	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-82	同上	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-84	第1.3.1表 (3/8) の記載の適正化 「SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水」の手順の整備先を示す注記「*3」を追加	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-84	同上	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-101	監視計器リスト (12/19) の適正化 監視計器を記載していない場合の「-」の凡例は、当該リストには不要のため削除	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-100	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-110, 111	機能喪失原因対策分析 (1/2, 2/2) の対応手段名称を適正化 (下線部参照) (旧) <ul style="list-style-type: none"> タービン動補助給水ポンプの現場手動操作による蒸気発生器への注水 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の開操作 代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電 A-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 A-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 (新) <ul style="list-style-type: none"> 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復 代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-106, 107	同上	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-112, 114, 118, 120, 122, 124, 126, 132	概要図 (第1.3.3図, 第1.3.5図, 第1.3.8図, 第1.3.10図, 第1.3.12図, 第1.3.14図, 第1.3.16図, 第1.3.22図) の凡例を適正化 <ul style="list-style-type: none"> 「カップラ」を「カブラ」へ修正 自己冷却運転 (手動弁による隔離) に「手動弁」の追加 「手動弁」, 「ツインパワー弁」, 「オリフィス」, 「空気作動弁」, 「逆止弁」の追加 (概要図の見直しに伴う設備の追加) 当該系統図に不要な凡例は削除 	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-110, 112, 116, 118, 120, 124, 127, 138	同上	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-116	フローチャート (第1.3.7図) の記載表現の適正化 (旧) 全て (新) すべて	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-114	同上	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-122	概要図(第1.3.12図)の適正化 ・表の操作手順番号の誤記訂正 (旧) ② ^{#6} , ② ^{#7} , ② ^{#8} (新) ② ^{#8} , ② ^{#9} , ② ^{#10} ・概要図へ操作手順番号「② ^{#10} 」を追記(加圧器逃がし弁操作室素供給パネル減圧弁)	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-120	同上	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-124	概要図(第1.3.14図)の適正化 ・操作手順③の操作対象機器名称の修正 (旧) ケーブル (新) 加圧器逃がし弁操作室バッテリー ・概要図の操作手順番号の誤記訂正(加圧器逃がし弁操作室バッテリー) (旧) ③ ^{#1} , ③ ^{#2} (新) ③, ④	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-124	同上	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-101, 102, 113, 114	概要図(第1.3.4図)の記載表現の適正化(下線部参照) (旧) 主給水系統 (新) 主給水系 また、上記以外で「系統」と記載している箇所についても確認し、必要に応じて「系」へ修正を実施。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-100, 101, 111, 112	同上	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-74	「蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の対応手順」のうち、「操作手順」の誤記訂正 (旧) ⑩発電課長(当直)は、余熱除去系の運転条件を満足していることを確認し・・・ (新) ⑩運転員(中央制御室)Bは、余熱除去系の運転条件を満足していることを確認し・・・	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-74	同上	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-75, 76, 77, 130	インターフェイスシステムLOCA発生時における現場作業の対応要員数の見直し インターフェイスシステムLOCA発生時における「運転員C」と「運転員D」の現場作業は1名の単独作業としていたが、それぞれの作業に災害対策要員1名ずつ追加し、2名作業とした(当該手段が開始されるまでの想定時間に変更なし)	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.5.0)	1.3-76, 77, 134	同上	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.5.0)	1.3-112, 113, 114, 118, 120, 122, 124, 126, 132	概要図(第1.3.3図, 第1.3.4図, 第1.3.5図, 第1.3.8図, 第1.3.10図, 第1.3.12図, 第1.3.14図, 第1.3.16図, 第1.3.22図)の記載内容の充実化 各手順の概要図について、先行審査実績を参照し、流路・弁等を追加	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 5. 0)	1. 3- 110, 111, 112, 116, 118, 120, 124, 127, 138	同上	